

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第1種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◆人委規則 給料表の適用範囲に関する規則
- 職員の職務の等級の分類に関する規則
- 職員等の旅費の支給に関する規則の一部改正

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則をここに公布する。

昭和三十二年十月三十日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第七号

給料表の適用範囲に関する規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第三条の規定に基づき、給料表の適用範囲を定めることを目的とする。
(教育職給料表)

第二条 教育職給料表(一)は、次の各号に掲げる職員に対して適用する。

- 一 高等学校、盲学校又はろう学校の校長、教諭、養護教諭、講師(常時勤務する者に限る)、助教諭、養護助教諭及び実習助手
- 二 高等教育課の指導係長及び指導主事

2 教育職給料表(二)は、次の各号に掲げる職員に対して適用する。

- 一 中学校、小学校又は幼稚園の校長、園長、教諭、養護教諭、講師(常時勤務する者に限る)、助教諭及び養護助教諭
- 二 奨徳学校の校長、教護及び主事補、皆成学園の園長及び児童指導員又は保育専門学院の講師で、中学校又は小学校もしくは幼稚園の教諭二級普通免許状

以上を有する職員

三 義務教育課、体育保健課又は社会教育課の指導係長、指導主事及び社会教育主事

(研究職給料表)

第三条 研究職給料表は、次の各号に定める機関に勤務する職員のうち、当該各号に掲げる職員に対して適用する。

- 一 衛生研究所 所長、主任、衛生技師及び技師補
- 二 農業試験場 場長、分場長、科長、室長、農林技師及び技師補
- 三 果樹試験場 場長、主任、農林技師及び技師補
- 四 農産加工所 所長、農林技師及び技師補
- 五 種畜場 場長、係長(庶務係長を除く)、農林技師及び技師補
- 六 有畜営農指導所 所長、農林技師及び技師補
- 七 畜産加工所 所長、農林技師及び技師補
- 八 蚕業試験場 場長、主任、農林技師及び技師補
- 九 工業試験場 場長、分場長、主任、商工技師及び技師補

師補

十 水産試験場 場長、分場長、主任、水産技師及び技師補

十一 林業試験場 場長、主任、農林技師及び技師補

十二 教育研究所 所長、係長(庶務係長を除く)、研究員及び研究員補

十三 科学博物館 館長、館長補佐(学芸員の資格を有する者に限る)、係長(学芸員の資格を有し、学芸員を含む係の係長に限る)、学芸員及び学芸員補

十四 図書館 館長、館長補佐(司書の資格を有する者に限る)、分館長、係長(庶務係長を除く)、司書及び司書補

(医療職給料表)

第四条 医療職給料表(一)は、次の各号に掲げる職員に対して適用する。

- 一 中央病院の病院長、副病院長、医長、医師及び歯科医師
- 二 保健所の所長、課長(医師又は歯科医師の資格を有する者に限る)、分館長、係長(庶務係長を除く)、農林技師及び技師補

有する者に限る。)、医師及び歯科医師

三 職員診療所の医師

2 医療職給料表(二)は、次の各号に掲げる職員に対して適用する。

- 一 中央病院の薬剤長、薬剤師、レントゲン技師、栄養士、衛生技師、レントゲン士、歯科衛生士、歯科技工士、あんま師及び技師補
- 二 保健所の課長(技術吏員に限る)、薬剤師、レントゲン技師、栄養士、衛生技師、レントゲン士、歯科衛生士、歯科技工士及び技師補
- 三家畜保健衛生所の所長及び農林技師
- 3 医療職給料表(三)は、次の各号に掲げる職員に対して適用する。
 - 一 中央病院の総婦長、婦長、助産婦、看護婦及び准看護婦
 - 二 保健所の保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦
 - 三 高等看護学院の教務主任及び看護婦
 - 四 職員診療所の看護婦及び准看護婦

五 農地開拓課の保健婦

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。但し、農業試験場の科長、果樹試験場の場長、主任、農林技師及び技師補、教育研究所の係長、科学博物館の館長補佐及び図書館の館長補佐については、昭和三十二年七月一日から適用する。

職務の等級に分類される職に関する規則をここに公布する。

昭和三十三年十月三十日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第八号

職務の等級に分類される職に関する規則

職員給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第三条第二項の規定に基づき、給料表に定める職務の等級に分類される職は、別表第一から別表第八までに定めるとおりする。

附 則

別表第一 行政職等級区分表

組職名	等級	
	職名	等級
知事部局	庁長	一等級
	部長	二等級
久松閣	課長	三等級
	課長補佐	四等級
美保渉外労働管理事務所	局長	三等級
	局長補佐	四等級
自治研修所	次長	三等級
	次長	四等級
東京事務所	行政連絡員	四等級
	事務吏員、技術吏員をもつてあ	五等級
県税事務所	係長	四等級
	事務吏員、技術吏員をもつてあ	五等級
	主事補、技師補及び他の等級に属さない職	六等級

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。但し、附則別表に定める職については、昭和三十二年七月一日から、高等学校の事務長については、昭和三十二年九月十日から、警察本部の課長補佐及び係長、鳥取警察署、倉吉警察署及び米子警察署の会計係長については、昭和三十二年十月二十九日から適用する。

2 昭和三十二年四月一日から同年六月三十日までの間は、米子公共職業補導所長及び倉吉公共職業補導所長については、「職務の等級二等級」とあるのは「職務の等級四等級」と、身体障害者更生指導所長、米子児童相談所長、倉吉児童相談所長、山陰酪農講習所長及び中海干拓事務所長については、「職務の等級三等級」とあるのは「職務の等級四等級」と、農業試験場の分場長については、「職務の等級二等級」とあるのは「職務の等級三等級」とそれぞれ読みかえて適用する。

境港務所	土木出張所	湖山砂丘かんがい事業所	大沢排水改良事業所	東郷池沿岸排水改良事業所	北条浜かんがい事業所	北条良条事業排水	中海干拓事業所	耕地事務所	水産試験場	山林事務所
	所							所		所
	長						所	長		長
							長			
所	課	所	所	所	所	所	係	船	庶務係	係
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

林業試験場	計量検定所	工業試験場	大阪事務所	繭検定所	蚕業試験場	蚕業指導所	地区農業普及事務所	果樹試験場	有畜営農指導所	畜産加工所
			所							
			長							
			次	所						
			長	長						
			部							
			長							
庶務係長	所	庶務係長	商	係	庶務係長	所	所	庶務係長		
	長	長	務	長	長	長	長	長		
"	"	"	員		"	"	"	"	"	"
"	"	"			"	"	"	"	"	"
"	"	"			"	"	"	"	"	"

警 察 学 校	警 察 署	警 本 部	海 区 漁 業 調 整 委 員 会	人 事 委 員 会	地 方 勞 働 委 員 会	監 査 委 員	選 挙 管 理 委 員 会	県 会 事 務 局	小 学 校
								局	
				次 長	局 長	局 長		課 長	
		課 長 補 佐							
	会 計 係 長 (鳥 取 米 子 倉 吉)	係 長	次 長	係 長	課 長	係 長		室 課 長 補 長 佐	事 務 職 員 の うち 四 名 は 四 等 級 と する こと が でき る。
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

中 学 校	高 等 学 校 (官、ろう学校を含む)	科 学 博 物 館	教 育 研 究 所	函 書 館	給 与 事 務 所	本 庁	電 気 局	電 氣 局	電 氣 局
						主 課 査 長			
						課 長 補 佐			
	事 務 長 の うち 三 名 は 三 等 級 と する こと が でき る。					係 長			
	事 務 職 員 の うち 五 名 は 四 等 級 と する こと が でき る。	庶 務 係 長	庶 務 係 長	庶 務 係 長	係 長	係 長	次 長	次 長	係 長
"	"	"	"	"	"	吏 員 相 当 職			
"	"	"	"	"	"	主 事 補、技 師 補 及 他 の 等 級 に 属 さ ない 職			

別表第四 教育職()等級区分表

本 庁	幼 稚 園	小 学 校	中 学 校	教育委員会	
				組織名	等級
	園長	校長	校長	職名	一等級
義務教育課 指導主任 指導係 主任 指導係 主任 指導係 主任	養護教諭	養護教諭	養護教諭	職名	二等級
	養護助教諭師	養護助教諭師	養護助教諭師	職名	三等級

別表第二 公安職等級区分表

県 警 察 視 察 部 警 部 補 巡 査 部 長 巡 査	組織名	
	職名	等級
警視	職名	一等級
警視	職名	二等級
警部	職名	三等級
警部補	職名	四等級
巡査部長	職名	五等級
巡査	職名	五等級

別表第三 教育職()等級区分表

本 庁	盲 ろう 学 校	高等学 校	教育委員会	
			組織名	等級
	校長	校長	職名	一等級
高校教育課 指導主任 指導係 主任	養護教諭	養護教諭	職名	二等級
	養護助教諭師	養護助教諭師	職名	三等級

別表第五 研究職等級区分表

知事部局 奨励徳学校	校 長	教 護	主 事 補
皆成学園	園 長	児 童 指 導 員	
保育専門学院	講 師		

組織名	職名	等級		
		一等級	二等級	三等級
知事部局 衛生研究所	所 長	職名	職名	職名
農業試験場	場 長	職名	分場長	職名
果樹試験場	場 長	職名	室科 長	職名
農産加工所	所 長	職名	職名	職名
種畜場	場 長	職名	職名	職名
有畜営農指導所	所 長	職名	職名	職名

別表第六 医療職()等級区分表

組織名	職名	等級		
		一等級	二等級	三等級
畜産加工所	所 長	職名	職名	職名
蚕業試験場	場 長	職名	職名	職名
工業試験場	場 長	職名	主 分 場 長	職名
水産試験場	場 長	職名	主 分 場 長	職名
林業試験場	場 長	職名	主 任	職名
教育委員会 教育研究所	所 長	職名	係 長	職名
科学博物館	館 長	職名	係 長	職名
図書館	館 長	職名	係 長 (倉吉を除く)	職名

組織名	職名	等級		
		一等級	二等級	三等級
知事部局 中央病院	病 院 長	職名	職名	職名
	副 病 院 長	職名	職名	職名
	医 長	職名	職名	職名
	医 科 医 師	職名	職名	職名

別表第八 医療職(二等級区分表)

職員診療所	高等看護学院	保健所	中央病院	農地開拓課	知事部局	
					組織名	等級
	教務主任		婦総婦長		職名	一等級
看護婦	看護婦	保健助産婦	保健助産婦	保健婦	職名	二等級
看護婦	看護婦	保健助産婦	保健助産婦	保健婦	職名	三等級

別表第七 医療職(二等級区分表)

家畜保健衛生所	保健所	中央病院	農薬局長	課長 (技術吏員をもってあてる職)	知事部局	
					組織名	等級
			農薬局長		職名	一等級
			農薬局長		職名	二等級
農林技師	薬劑技師	薬劑技師	薬劑技師	薬劑技師	職名	三等級
歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	歯科衛生士	職名	四等級

職員診療所	保健所
	所長
	課長
医師	歯科医師

附則別表

知事部局	婦人相談所長 地下資源開発局長補佐 中海干拓調査局長補佐 農業試験場の科長 農務員 行政連絡員
電気局	局長 課長 課長補佐 係長 發電所長 發電所の次長 發電建設事務所長 發電建設事務所の次長
教育委員会	教育研究所の係長 科学博物館の館長補佐 図書館の館長補佐

鳥取県人事委員会規則第十六号

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

昭和三十二年十月三十日

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

正する規則

職員等の旅費の支給に関する規則(昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「給料、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当」を「給料、管理職手当、扶養手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当」に改める。

第十三条第一号中「七級の職務にある者」を「五等級の職務にある者で、九号給以下のもの」に、同条第二号中「三級の職務にある者」を「六等級の職務にある者

で、二号給以下のもの」に、同条第三号イ中「職務の級」を「職務の等級」に、同号ロ中「職務の級」を「職務の等級又は等級の号給」に、同号ハ中「十級の職務にある者」を「三等級の職務にある者で、十号給以下のもの」に改める。

第二十条第一号中「職務の級」を「職務の等級又は等級の号給」に改める。

別表第三(日額旅費)三中「蚕業取締支所及び蚕業技術指導所」を「蚕業指導所」に、同表四中「土木出張所、港湾修築事務所、港務所、火災復興事務所、戦災復興事務所、県営発電所及び県営発電建設事務所」を「土木出張所、港務所及び発電建設事務所」に改める。

別表第四を次のように改める。
別表第四(割増率)

職務の等級又は等級の号給	割増率
一等級の職務にある者	六割
二等級の職務にある者及び三等級の職務にある者で十一号給以上のもの	四割

三等級の職務にある者で十号給以下のもの、四等級の職務にある者で七号給以上のもの及び五等級の職務にある者で十三号給以上のもの
四等級の職務にある者で六号給以下のもの、五等級及び六等級の職務にある者で十号給から十二号給までのもの及び十四号給以上のもの

一割
二割

別表第六中

職務の級	年 月 日	級
	年 月 日	級

を

職務の等級は又等級の号給	年 月 日	等級	号給
	年 月 日	等級	号給

に改める。

別表第七の第一号様式から第五号様式までのうち

(昭和 年度)

を削り、

職務の級

を

職務の等級及び等級の号給

に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、十月一日以後の旅行から適用する。

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第三十六号)附則第十五項の規定により暫定手当が支給される間、改正後の職員等の旅費の支給に関する規則第八条中「扶養手当」とあるのは、「扶養手当、暫定手当」と読み替えるものとする。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発 行 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県
刷 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県 印 刷 所